

第8号様式(第29条第1項)その1

防火対象物使用開始(変更)届出書

② 年 月 日

(届出先)

横浜市 ① 消防署長

③ 届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

④ 防火対象物の使用を 開 始 変 更 したいので、横浜市火災予防条例 第73条第1項
第73条第3項 において準用する
同条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

所 在 地	⑤			電話 ()
名 称	⑥			
業 態	⑦			
用 途 地 域 別	⑧	防火・準防火地域別	⑨	
敷 地 面 積	⑩ m ²	棟 数	⑪ 棟	
防 火 管 理 者	⑫			
検 査 希 望 年 月 日	⑬ 年 月 日			

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 棟又はテナントごとに「その2」を作成してください。

(A4)

第8号様式(第29条第1項)その2

棟(テナント)別名称等		⑭					
構造		建築面積		m ²	最高高さ		m
階数	地上階・地下階	延べ面積		⑮	m ²	最高軒高	m
使用開始年月日	年 月 日	着工年月日	年 月 日				
同意年月日・番号	⑯	年 月 日			第		号
施工者名	⑰						
施工者住所	電話 ()						
階別	用途	床面積	収容人員	消火	警報	避難	消火活動上必要な施設
合計		m ²	人				
消火設備等	消火器・大型消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ・火炎伝送防止装置(自動消火装置)・その他の消火設備()						
警報設備等	⑰ 自動火災報知設備・ガス漏れ検知設備・漏電火災警報器・火災通報装置・非常警報設備(非常ベル・自動放送設備)・住宅用防災機器(住宅用防災警報器・住宅用防煙設備)						
避難設備	避難器具(すべり台・避難はしご(固定式・その他)・救助袋・緩降機・その他())・固定避難用タラップ・誘導灯						
消火活動上必要な施設等	排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・消防用水						
特殊消防用設備等	⑳						
火気使用設備()・電気設備(㉑)・少量危険物等()							

(注意) 1 各設備欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「特殊消防用設備等」の欄は、認定番号及び当該特殊消防用設備等に代えられた消防用設備等を記入してください。

番 号	記入事項及び記入要領
①	届出先の行政区を記入します。
②	届出年月日を記入します。
③	届出者（建築主又はテナントオーナー）を記入します。 なお、押印は不要です。
④	防火対象物の用途、構造、消防用設備等又は特殊消防用設備等を変更する場合は、「変更」及び「第73条第3項」に○をしてください。 それ以外の場合は、「開始」及び「第73条第1項」に○をしてください。
⑤	所在地、電話番号を記入します。
⑥	建物名称又はテナント名称を記入します。 （テナント入居の場合は○○ビル○階と併せて記入します。）
⑦	共同住宅、飲食店、事務所等の建物全体の業態を記入します。 （テナント入居の場合はテナントの業態を記入し、括弧書きで全体の業態を記入します。）
⑧	「商業・近隣商業・準工業」等の該当する用途地域別を記入します。
⑨	「防火・準防火・指定なし」のいずれかを記入します。
⑩	敷地面積を記入します。
⑪	使用開始する棟数を記入します。
⑫	防火管理者が決まっている場合に記入します。
⑬	検査希望日を記入します。
⑭	棟名称又はテナント名を記入します。
⑮	建物の構造、階数、面積、最高高さ、最高軒高、使用開始年月日（テナント入居の場合はテナントの使用を開始する日）、着工年月日（テナント入居の場合はテナント工事に着手する日（工事を伴わない際は什器の搬入等に着手した日））を記入します。
⑯	建築確認申請を伴う場合のみ記入します。
⑰	施工者住所、氏名、電話番号を記入します。
⑱	使用開始部分の階別の用途、面積、収容人員等について記入します。 また、使用開始部分（テナント入居の場合はテナント内）に消火、警報等の消防用設備等が設置されている場合、設備種別に応じて、各欄に○を記入します。 ※設置されている消防用設備等がどの種別に該当するかについては、⑲欄を参照してください。
⑲	使用開始部分（テナント入居の場合はテナント内）に設置してある消防用設備等を○で囲みます。
⑳	上記以外の特殊消防用設備がある場合に記入します。
㉑	火気使用設備、電気設備、少量危険物がある場合に記入します。（例：給湯器、変電設備等）

○添付書類例
付近見取図、配置図、仕上表、面積表、平面図、断面図のほか、用途に応じて必要となる書類等
例：飲食店の場合は上記に加えて、厨房機器図及び機器リスト（熱量の分かるもの）、ダクト図等

以上の書類を添付し、使用開始日の7日前までに管轄消防署へ届出してください。

※記入要領、添付書類等ご不明な場合は、届出書提出先となる管轄消防署にご相談ください。